

令和7年（2025年）7月

市営住宅 入居者募集のご案内

募集戸数 27戸

● 単身者向	5	戸
● 2人以上世帯向	8	戸
● 3人以上世帯向	10	戸
● 2人以上子育て世帯向 定期使用住宅	2	戸
● 車いす使用者 2人以上世帯向	1	戸
● 病死等の発見が遅れた住宅（2人以上世帯向）	1	戸

申込開始 令和7年（2025年）7月18日から 申込方法によって詳細が異なります。

オンライン申込

【申込期間】

7月18日（金）～30日（水）

申込みはこちらから

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/007/004/p004233.html>（市ホームページ）



7月30日（水）までに申込フォームで送信完了したものに限り受け付けます。

※最終日7月30日（水）の申込受付は午後11時59分までです。

郵送申込

【申込書配布期間】

7月18日（金）～25日（金）

申込書は7月30日（水）までに日本郵便（株）八王子郵便局に届いたものに限り受け付けます。

◎申込書に必要事項を記入してください。

◎申込書は所定の封筒に入れ、110円切手をはり、郵送してください。

※切手の料金不足については、受付をしません。

◎申込書の2か所に85円切手をはってください。

※切手をはっていないもの、不足しているものは抽せん結果等の通知をしません。

- 市営住宅に入居するには一定の資格が必要です。資格のない方は入居できません。
- 資格審査対象者（繰上げ補欠者を含む）は、面接のうえ書類を審査して合格した後、入居予定者として登録します。
- 入居後の費用は、八王子市へ支払うもの（家賃、共益費、駐車場代）と自治会へ支払うもの（自治会費等）があります。
- 市営住宅では、犬・猫等のペットの飼育はできません。
- 原則、入居後1年間は新たな同居はできません。（子の出生を除く。）

● 目次

● 申込みにあたっての注意点……………	1 ページ	● 所得基準表の見方……………	14 ページ
● 申込みから入居まで……………	2 ページ	給与所得の方……………	15 ページ
● 連絡先の提出について……………	3 ページ	事業所得の方……………	16 ページ
		年金を受けている方……	17 ページ
● 予定家賃等について……………	3 ページ	● 特別控除について……………	18 ページ
● 入居時期について……………	3 ページ	● 優遇抽せん制度……………	19 ページ
● 東日本大震災・熊本地震 の被災者について……………	3 ページ	● 申込書の書き方……………	20～21 ページ
		《参考》……………	
● 募集する住宅……………	4～5 ページ	● 子育て世帯向 定期使用住宅とは…	23 ページ
《参考》……………		● 生活に困窮している方へ……………	24 ページ
● 募集する住宅の場所……………	22 ページ	● 和暦西暦対応表……………	24 ページ
● 入居資格……………	6～13 ページ	● 住まい探しでお困りの方へ……………	25 ページ

申込みにあたっては、1～4の順にしたがって、
それぞれの内容をよくお読みください。

1 入居資格を確認してください。



6～13 ページ

入居資格

2 世帯の所得が基準内であるか、確認してください。



14～17 ページ
18 ページ

所得基準表の見方
特別控除について

3 申込地区番号を1つ選んでください。



4～5 ページ
22 ページ

募集する住宅
募集する住宅の場所

4 または申込書を作成してください。

1 ページ
19 ページ
20～21 ページ

申込みにあたっての注意点
優遇抽せん制度
申込書の書き方

● 申込みにあたっての注意点

申込みの無効と失格

次のような申込みは無効・失格となります。

- 1 1世帯で2通以上または婚約者同士で各々1通ずつの重複申込み。
(同居親族欄に記入しているものを含む。)
- 2 申込書に虚偽の記入や記入もれ、または記入内容が明確でない申込み。
- 3 資格に該当しない申込地区への申込み。
- 4 申込受付期日終了後に到着した申込み。
- 5 資格審査対象者が、特段の事情がなく提出すべき書類を期限までに提出しない場合。

再申込みと取消し

1 再申込み

(1) オンライン申込の場合

申込フォーム送信後、入力もれや間違いなどがあり、入力内容を変更する場合は、7月30日(水)までに住宅政策課までお問い合わせください。

(2) 郵送申込の場合

申込書を投かん後、記入もれや間違いなどがあり、記入内容を変更する場合は、新しい申込書に必要事項を記入のうえ、**申込書の右肩に赤字で「再申込み」と記入し**、必ず申込期間内(7月30日必着)に再度申込んでください。「再申込み」の申込書を有効とし、以前のものは無効とします。なお、「再申込み」の記入がないものは重複申込みとして取扱います。

2 取消し

申込書を誤って2通以上出した場合は、7月30日(水)までに住宅政策課までお問合せください。

ご注意

- 1 他の公営住宅募集で、すでに資格審査に合格されている方は、申込みできません。
- 2 申込期限後の申込地区、申込区分、申込者、同居親族の変更は原則としてできません。
- 3 申込書の記入には、消せるボールペンを使用しないでください。

こんなときは……

1 「申込み後に住所が変わった！」

最寄の郵便局に**転居届**を出して、抽せん番号と抽せん結果のはがき(返信はがき)を受取れるようにしてください。住宅政策課に連絡されても、住所変更はできません。

2 「資格審査対象者となった後に住所が変わった！」

はがきに(1)募集時期(2)申込地区番号(3)抽せん番号(4)旧住所(5)新住所・電話番号(6)申込者名を記入して、〒192-8501八王子市元本郷町3-24-1 八王子市まちなみ整備部住宅政策課までお送りください。

3 「抽せん番号の通知が送られてこない！」

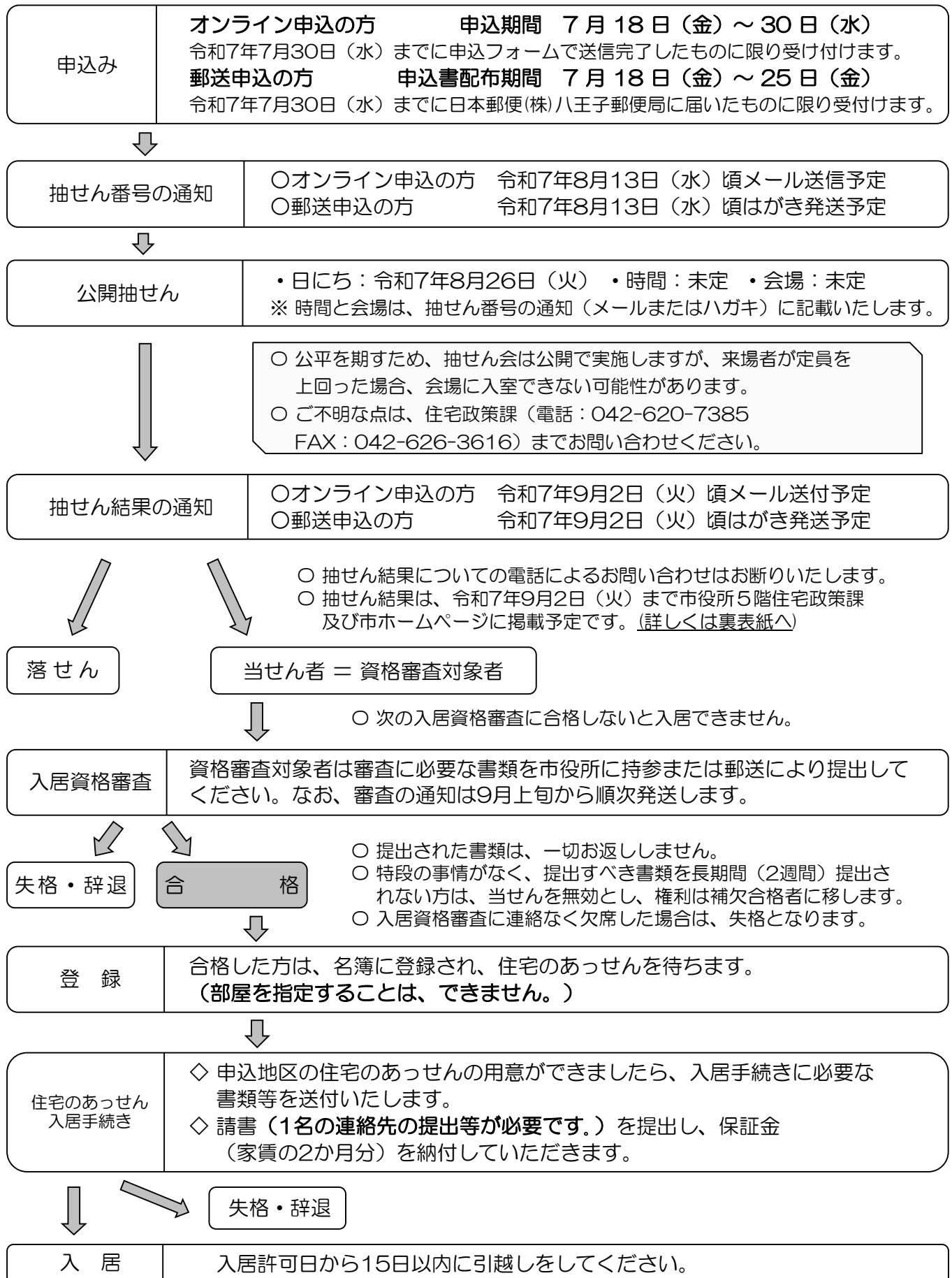
申込書への切手のはり忘れ、料金不足、宛先不明などがあると通知書は発送できませんので、下記までお問い合わせください。(申込書に不備がなければ、抽せんはいたします。)

八王子市まちなみ整備部住宅政策課 電話：042-620-7385 FAX：042-626-3616

4 「抽せん結果が送られてこない！」

申込書への切手のはり忘れ、料金不足、宛先不明などがあると通知書は発送できません。抽せん結果は、申込地区番号を確認のうえ住宅政策課窓口又は市ホームページでご確認ください。
(詳しくは裏表紙へ)

● 申込みから入居まで



●連絡先の提出について

親族や知人等、入居者の緊急時などに連絡を取ることができる方を「連絡先」として登録する必要があり、連絡先となる方が連署した入居請書を提出していただきます。

なお、連絡先となる方には、万が一入居者が家賃等を滞納したときに、市が行う入居者への納付指導等に協力をしていただく場合があります。

● 予定家賃等について

市営住宅の家賃は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数によって決められます。

世帯の所得は、毎年6月の収入報告により認定し、その所得に基づき翌年4月からの家賃を決定します。

○ 家賃

4～5ページをご覧ください。

○ 共益費

団地によって家賃のほかに共益費（月200円～1,500円）を支払う必要があります。

○ 駐車場

駐車場を使用する場合は、毎月所定の駐車場代を納めていただきます。

なお、市営住宅には全戸数分の駐車場はありません。団地内の路上駐車は禁止されていますので、空き区画がない場合には団地外に駐車場を確保してください。

● 入居時期について

- 今回の募集の入居時期は、令和7年11月～12月頃の予定です。

スケジュール

- 公開抽せん 8月26日
- 資格審査 9月～
- 審査の可否 9月～10月
- 入居手続き 11月～12月
- 説明会・入居 11月～12月

* 資格審査の状況により入居が令和8年1月以降になる場合があります。

● 東日本大震災・熊本地震の被災者で、本市に避難している方

入居資格の緩和措置が受けられる場合があります。条件等がありますので、詳しくは住宅政策課までお問い合わせください。

●募集する住宅

《単身者向》

申込 地区 番号	団地名 (住所)	募集 戸数	間取り	募集 階	EV	家賃(円)	備考	建築年度	前回 倍率
1	元本郷 (元本郷町二丁目12番) JR中央線「八王子」から西東京バス 「四中前」下車徒歩1分	1	1DK (41㎡)	1	○	19,200円～ 37,700円	共益費：1,300円 バリアフリー	H11年	47.0
2	西中野 (中野町2546番地2) JR中央線「八王子」から西東京バス 「新清水橋」下車徒歩3分	1	1DK (39.3㎡)	3	○	17,800円～ 35,100円	共益費：1,400円 バリアフリー	H14年	32.0
3	中 野 (中野上町三丁目32番) JR中央線「八王子」から西東京バス 「西中野2丁目」下車徒歩3分	2	1DK (34.5㎡)	2・3	○	16,500円～ 32,500円	共益費：800円 バリアフリー	H27年	43.5
4	泉 町 (泉町1372番地) JR中央線「八王子」から西東京バス 「花川」下車徒歩5分	1	1DK (30.4㎡)	平屋	-	14,600円～ 28,800円	共益費：0円	R元年	13.5

《2人以上世帯向》

申込 地区 番号	団地名 (住所)	募集 戸数	間取り	募集 階	EV	家賃(円)	備考	建築年度	前回 倍率
5 優遇あり	長房第一 (長房町112番地) JR中央線「八王子」から西東京バス 「富士森高校」下車徒歩1分	3	2DK (40.3～ 42.3㎡)	1	×	10,700円～ 22,500円	共益費：700円	S36～ 37年	0.0
6 優遇あり	元本郷 (元本郷町二丁目11番・12番) JR中央線「八王子」から西東京バス 「四中前」下車徒歩1分	2	2DK (57.7㎡)	3・5	○	27,000円～ 53,100円	共益費：1,300円 バリアフリー	H11年	2.7
7 優遇あり	西中野 (中野町2546番地2) JR中央線「八王子」から西東京バス 「新清水橋」下車徒歩3分	1	2DK (59.3㎡)	3	○	26,900円～ 52,900円	共益費：1,400円 バリアフリー	H14年	2.0
8 優遇あり	中 野 (中野上町三丁目32番) JR中央線「八王子」から西東京バス 「西中野2丁目」下車徒歩3分	2	2DK (40.0～ 44.9㎡)	2・4	○	19,200円～ 41,900円	共益費：800円 バリアフリー	H25～ 27年	6.0

◎「優遇あり」とある申込地区番号は優遇抽せんがあります。詳しくは19ページをご覧ください。

(留意点)

- ※ 特別な事情が無い限り、部屋の事前下見は行っておりません。
- ※ 毎月の費用として、家賃の他に共益費・駐車場代(使用する場合のみ)・自治会費を支払う必要があります。
- ※ 入居時に保証金として家賃の2か月分が必要です。
- ※ 家賃は世帯の収入に応じて表記の金額の範囲内で決定します。
- ※ EVはエレベーターです。
- ※ 家賃及び共益費は、令和7年度の金額です。翌年度以降変更される場合があります。

《3人以上世帯向》

申込 地区 番号	団地名 (住所)	募集 戸数	間取り	募集 階	EV	家賃 (円)	備考	建築年度	前回 倍率
9 優遇あり	高 倉 (高倉町62番地) JR中央線「八王子」から西東京バス 「大和田坂上」下車徒歩8分	2	3DK (65.5㎡)	2・3	×	27,500円～ 54,100円	共益費：400円	S62年	0.0
10 優遇あり	大和田 (大和田町五丁目34番) JR中央線「八王子」から西東京バス 「大和田小」下車徒歩4分	2	3DK (60.1～ 65.5㎡)	3	×	24,500円～ 52,500円	共益費：1,500円	S60年	0.3
11 優遇あり	大 谷 (大谷町70番地) JR中央線「八王子」から西東京バス 「団地入口」下車徒歩3分	3	3DK (65.5㎡)	1・3	×	27,200円～ 53,500円	共益費：200円	S62年	0.0
12 優遇あり	恩 方 (下恩方町1797番地) JR中央線「八王子」から西東京バス 「川原宿」下車徒歩4分	1	3DK (62.1㎡)	2階建	-	25,500円～ 50,100円	共益費：0円	H3年	1.5
13 優遇あり	元本郷 (元本郷町二丁目11番) JR中央線「八王子」から西東京バス 「四中前」下車徒歩1分	1	3DK (67.4㎡)	3	○	31,600円～ 62,000円	共益費：1,300円 バリアフリー	H11年	3.5
14 優遇あり	西中野 (中野町2546番地2) JR中央線「八王子」から西東京バス 「新清水橋」下車徒歩3分	1	3DK (72.4㎡)	1	○	32,900円～ 64,600円	共益費：1,400円 バリアフリー	H14年	2.0

《2人以上子育て世帯向 定期使用住宅》

申込 地区 番号	団地名 (住所)	募集 戸数	間取り	募集 階	EV	家賃 (円)	備考	建築年度	前回 倍率
15 優遇あり	泉 町 (泉町1372番地) JR中央線「八王子」から西東京バス 「花川」下車徒歩5分	2	3DK (64.8㎡)	2階建	-	31,200円～ 61,400円	共益費：0円	R元年	8.0

※この住宅は、子育て世帯向の定期使用住宅です。定期使用住宅の制度等については、23ページをご覧ください。

《車いす使用者 2人以上世帯向》

申込 地区 番号	団地名 (住所)	募集 戸数	間取り	募集 階	EV	家賃 (円)	備考	建築年度	前回 倍率
16 優遇あり	中 野 (中野上町三丁目32番地) JR中央線「八王子」から西東京バス 「西中野2丁目」下車徒歩3分	1	2DK (60.5㎡)	1	○	28,800円～ 56,500円	共益費：800円 バリアフリー	H25年	-

《病死等の発見が遅れた住宅 2人以上世帯向》

申込 地区 番号	団地名 (住所)	募集 戸数	間取り	募集 階	EV	家賃 (円)	備考	建築年度	前回 倍率
17 優遇あり	長房第一 (長房町112番地) JR中央線「八王子」から西東京バス 「富士森高校」下車徒歩1分	1	2DK (42.3㎡)	2	×	11,500円～ 22,500円	共益費：700円	S37年	0.0

● 入居資格（単身者）

申込む方は、申込日現在、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 単身者で八王子市内に3年以上居住していること

- （1）単身者（原則として申込時に同居している親族、配偶者またはパートナーがいない方）で、令和4年7月31日以前から八王子市内に引続き3年以上（ただし、引揚者は3年以下でも可）居住している成年者で、そのことが住民票で証明できること。
- （2）外国人については（1）のほかに、日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に3年以上（令和4年7月31日以前から）在留している方で、このことを住民票またはその他の書類等で証明できること。

2 下記の（1）～（8）のいずれかに該当すること

- （1）60歳以上（昭和40年7月31日以前生まれ）の方
- （2）身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者の方
- （3）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者の方
- （4）知的障害で（3）の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度から4度）の方
※手帳の交付を受けてない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。
- （5）生活保護受給者の方又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者の方
- （6）海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- （7）ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
- （8）配偶者から暴力を受けた被害者で①または②にあてはまる方
 - ①配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方
 - ②配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方

【注意事項】

※ 夫婦が別居する申込みはできません。

3 所得が所得基準内であること

申込者の年間所得が14ページの所得基準の範囲内であること。

⇒ 所得基準表の見方、計算方法については14～18ページをご覧ください。

4 住宅に困っていること

原則として、住宅または土地の所有者（共有持分のある方も含む）は申込みできません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みことができます。

ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。

⇒ 資格審査の時に取りこわしの契約書等で確認します。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により所有者でなくなる場合。

⇒ 資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

※ 親族と同居している方は、次のいずれかに該当する場合に限り、申込みことができます。

ア 居住している住宅が狭い。（お住まいの住宅の住戸専用面積が次の表にあてはまること。）

入居資格基準表（住戸専用面積には、バルコニーは含みません。）

いっしょに住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	いっしょに住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	67㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

イ 離婚予定の方（資格審査時に離婚の成立が確認できる場合。）

ウ 同居親族の結婚転出、遠隔地（おおむね2時間以上）への転勤又は就職により単身となる場合で、資格審査時にそのことが確認できること。

5 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会する場合があります。

● 入居資格（家族向け）

申込む方は、申込日現在、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 八王子市内に3か月以上居住していること

- (1) 申込者本人が八王子市内に引き続き3か月以上（令和7年4月31日以前から）居住する成年者で、そのことが住民票で証明できること。
- (2) 外国人については（1）のほかに、日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上（令和6年7月31日以前から）在留している方で、このことを住民票またはその他の書類等で証明できること。

2 同居親族がいること

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。（外国人については、申込時点に在留資格があり、住民票またはその他の書類等で確認できること。）

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

ア 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること。）

イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

ウ 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。
ただし、入居しようとする世帯が19ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とする。

- (2) (1) のほか、次の方は申込みができます。

ア 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

イ パートナーシップ関係の相手方がいる方の場合、指定のパートナーシップ受理証明書等で確認でき、戸籍上の配偶者がいないこと。

- (3) 次の例のような家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み。

イ 結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。

※ 申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）

※ 離婚予定の方は、資格審査時に離婚の成立が確認できること。

※ 出産する予定の方（世帯）は、出生予定の子も家族数に含みます。

3 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、14ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。

⇒ 所得基準表の見方、計算方法については14～18ページをご覧ください。

4 住宅に困っていること

原則として、住宅または土地の所有者（共有持分のある方も含む）、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅）の入居者は申込みできません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みできます。

（１）住宅または土地の所有者（入居しようとする親族に所有者がいる場合も含む。）

ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅に入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。

⇒資格審査の時に取りこわしの契約書等で確認します。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により所有者でなくなる場合。

⇒資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

（２）UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅（都営住宅・市営住宅）の入居者は次の区分に該当する場合に限り、申込みことができます。

※ 市営住宅の木造住宅に入居されている方は下記の区分に該当しない場合でも申込みことができます。

住宅	区 分	資 格 要 件
UR 賃 貸 住 宅 ・ 公 社 住 宅 ・ 都 民 住 宅	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担が年間総収入額を月額に換算した場合の20%以上。
	ひとり親世帯	申込者本人に配偶者（内縁、婚約者及びパートナーを含む。）がなく、同居親族が20歳未満の子だけであること。
	高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（内縁、婚約者及びパートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間内に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	多子世帯	申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が市営住宅に入居できること。
	生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護又は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援を受けている世帯であること。
	公営住宅	
公 営 住 宅	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が7ページの入居資格基準表にあてはまること。
	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分（身体障害者手帳の交付を受けている方は60分）以上かかる場合で、市営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者及び障害者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要とする場合 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるバリアフリー仕様住宅のみです。

※ 表中の18歳未満の方とは、平成19年7月20日以降生まれの方

※ 表中の20歳未満の方とは、平成17年7月20日以降生まれの方

※ 表中の57歳以上の方とは、昭和43年7月31日以前生まれの方

※ 表中の60歳以上の方とは、昭和40年7月31日以前生まれの方

5 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会する場合があります。

● 入居資格（2人以上子育て世帯向 定期使用住宅）

申込む方は、申込日現在、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 八王子市内に3か月以上居住していること

- (1) 申込者本人が八王子市内に引き続き3か月以上（令和7年4月31日以前から）居住する成年者で、そのことが住民票で証明できること。
- (2) 外国人については（1）のほかに、日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上（令和6年7月31日以前から）在留している方で、このことを住民票またはその他の書類等で証明できること。

2 同居親族がいること

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。（外国人については、申込時点に在留資格があり、住民票またはその他の書類等で確認できること。）

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ア 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること。）
 - イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。
 - ウ 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。
ただし、入居しようとする世帯が19ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とする。
 - (2) (1) のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
 - イ パートナースhip関係の相手方がいる方の場合、指定のパートナーシップ受理証明書等で確認でき、戸籍上の配偶者がいないこと。
 - (3) 次の例のような家族を分離しての申込みはできません。
 - ア 夫婦が別居する申込み。
 - イ 結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。
- ※ 申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）
- ※ 離婚予定の方は、資格審査時に離婚の成立が確認できること。
- ※ 出産する予定の方（世帯）は、出生予定の子も家族数に含みます。

3 子育て世帯であること

入居者又は同居者が扶養する子ども（平成19年4月2日以降の生まれ）が含まれる世帯であること。

※資格審査のときに、その子どもを扶養していることを証明する書類を提出していただきます。

※「両親と子」、「ひとり親と子」、「祖父母と孫」等の子育て世帯が、入居することができます。

4 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、14ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。

⇒ 所得基準表の見方、計算方法については14～18ページをご覧ください。

5 住宅に困っていること

原則として、住宅または土地の所有者（共有持分のある方も含む）、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅）の入居者は申込みできません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みできます。

（１）住宅または土地の所有者（入居しようとする親族に所有者がいる場合も含む。）

ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅に入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。

⇒資格審査の時に取りこわしの契約書等で確認します。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により所有者でなくなる場合。

⇒資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

（２）UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅（都営住宅・市営住宅）の入居者は次の区分に該当する場合に限り、申込みことができます。

※ 市営住宅の木造住宅に入居されている方は下記の区分に該当しない場合でも申込みことができます。

住宅	区 分	資 格 要 件
UR 賃 貸 住 宅 ・ 公 社 住 宅 ・ 都 民 住 宅	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担が年間総収入額を月額に換算した場合の20%以上。
	ひとり親世帯	申込者本人に配偶者（内縁、婚約者及びパートナーを含む。）がなく、同居親族が20歳未満の子だけであること。
	高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（内縁、婚約者及びパートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間内に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	多子世帯	申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が市営住宅に入居できること。
	生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護又は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援を受けている世帯であること。
	公営住宅	
公 営 住 宅	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が配点表にある最低居住面積水準の基準以下であること
	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分（身体障害者手帳の交付を受けている方は60分）以上かかる場合で、市営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。
	居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者及び障害者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要とする場合 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるバリアフリー仕様住宅のみです。

※ 表中の18歳未満の方とは、平成19年7月20日以降生まれの方

※ 表中の20歳未満の方とは、平成17年7月20日以降生まれの方

※ 表中の57歳以上の方とは、昭和43年7月31日以前生まれの方

※ 表中の60歳以上の方とは、昭和40年7月31日以前生まれの方

6 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会する場合があります。

● 入居資格（車いす使用者 2人以上世帯向）

申込む方は、申込日現在、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 八王子市内に3か月以上居住していること

- (1) 申込者本人が八王子市内に引き続き3か月以上（令和7年4月31日以前から）居住する成年者で、そのことが住民票で証明できること。
- (2) 外国人については（1）のほかに、日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上（令和6年7月31日以前から）在留している方で、このことを住民票またはその他の書類等で証明できること。

2 同居親族がいること

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。（外国人については、申込時点に在留資格があり、住民票またはその他の書類等で確認できること。）

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ア 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること。）
 - イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。
 - ウ 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。
ただし、入居しようとする世帯が19ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とする。
 - (2) (1) のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
 - イ パートナーシップ関係の相手方がいる方の場合、指定のパートナーシップ受理証明書等で確認でき、戸籍上の配偶者がいないこと。
 - (3) 次の例のような家族を分離しての申込みはできません。
 - ア 夫婦が別居する申込み。
 - イ 結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。
- ※ 申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）
- ※ 離婚予定の方は、資格審査時に離婚の成立が確認できること。
- ※ 出産する予定の方（世帯）は、出生予定の子も家族数に含みます。

3 車いす使用者であること

申込者又は6歳以上（令和元年7月31日以前生まれ）の同居親族が、次の（1）又は（2）に該当し、居住内の移動に車いすの使用を必要としていること。

- （1）身体障害者手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
- （2）戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の障害者

4 所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、14ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。
⇒ 所得基準表の見方、計算方法については14～18ページをご覧ください。

5 住宅に困っていること

原則として、住宅または土地の所有者（共有持分のある方も含む）は申込みません。
ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みことができます。

- （1）住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合
⇒ 資格審査の時に取りこわしの契約書等で確認します。
- （2）差押、正当な事由による立退要求等により所有者でなくなる場合
⇒ 資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

6 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会する場合があります。

●所得基準表の見方

★所得としないもの

- (1) 次の収入は0円とし、所得となりません。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- (2) 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。
（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。）
- (3) 現在は収入があっても、申込日以降、次のアまたはイの理由により、令和7年9月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます。
（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。）
ア 申込日以降に結婚のため
イ 現在妊娠中で出産のため

1 所得基準表は家族全員の申込日現在の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	(所得金額) - (18ページ2の特別控除金額)	18ページ1の 特別控除金額	あなたの家族 の所得金額
	() - ()		
	() - ()		
合 計		-	=

2 所得基準表の家族数とは

申込者本人	+	同居親族数	+	遠隔地扶養者数	=	家族数	← この人数で 所得基準表をみます。
申込人数と異なり、出生予定の子は、同居親族数には含めません。				申込者または同居親族の所得税上の扶養親族のうち、同居しない方の数 ※会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。			

3 所得基準表（世帯の家族数、所得金額を下表にあてはめ、基準内を確認してください。）

家族数	所得金額	
	一般世帯	障害者等世帯
1人	0 ～ 1,896,000 円	0 ～ 2,568,000 円
2人	0 ～ 2,276,000 円	0 ～ 2,948,000 円
3人	0 ～ 2,656,000 円	0 ～ 3,328,000 円
4人	0 ～ 3,036,000 円	0 ～ 3,708,000 円
5人	0 ～ 3,416,000 円	0 ～ 4,088,000 円

◎ 家族数が6人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★所得基準表の障害者等世帯とは

- (1) 心身障害者を含む世帯
申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。
ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- (2) 60歳以上の世帯
申込者本人が60歳以上（昭和40年7月31日以前の生まれ）であり、かつ、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること
ア 60歳以上
イ 18歳未満（平成19年7月20日以降の生まれ）の児童
- (3) 原子爆弾被爆者を含む世帯
申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。
- (4) 海外からの引揚者を含む世帯
申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること。）
- (5) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯
申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
- (6) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のいる世帯
同居親族に上記に該当する者（平成19年4月2日以降の生まれ）がいる世帯であること。

●給与所得の方（会社員・店員・パート・アルバイト等）

◆現在の勤め先へ就職した日が令和6年1月1日以前の方

《源泉徴収票のである方》

●この金額を下表にあてはめて、所得に換算してください。
※給与所得控除後の金額とは、金額が異なりますのでご注意ください。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票									
八王子市元本郷町3-24-1 〇〇ビル 〇号室				氏名		(受給者番号)			
						(フリガナ) ハチオウジ タロウ			
						(役職名) 八王子 太郎			
支払	住所又は居所	種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額			
給与・賞与			内 百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	内 百万 千 円	千 円	円	円
			2 3 8 6 9 9 8	1 5 8 8 8 0 0					

《源泉徴収票のでない方》

令和6年1月から令和6年12月までの税込支給額を合計し、申込書の「支払給与の総額」の欄に記入し、下表の計算式で年間総収入額を所得金額に換算します。

◆現在の勤め先へ就職した日が令和6年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

次の(1)、(2)から該当するケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が令和6年1月2日以降の方

就職した翌月から令和7年6月までの期間のうち、直近12か月分の収入計を収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。

$$\frac{\text{収入計}}{\text{収入のあった月数}} \times 12 + \text{賞与計} = \text{推定年収}$$

(2) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給与が支給されていない方

基本給・家族手当・住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。

$$\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年収}$$

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します。

(下表に従って、年間総収入額を所得金額に換算してください。)

1,628,000～6,599,999円の方は、4,000円単位で端数整理します。

例 年間総収入額が2,386,998円の場合 $2,386,998 \div 4,000 = 596.7495$ 小数点以下切捨 $\Rightarrow 596 \times 4,000 = 2,384,000$ 円

年間総収入額	計算式と所得金額	
	(市営住宅の所得金額の計算式)	(市営住宅の所得金額)
650,999円まで		所得金額は0円
651,000円～1,618,999円	(年間総収入額) - 650,000円 =	() 円
1,619,000円～1,619,999円		969,000円
1,620,000円～1,621,999円		970,000円
1,622,000円～1,623,999円		972,000円
1,624,000円～1,627,999円		974,000円
1,628,000円～1,803,999円	(端数整理後の額) $\times 0.6 =$	() 円
1,804,000円～3,603,999円	(端数整理後の額) $\times 0.7 - 180,000$ 円 =	() 円
3,604,000円～6,599,999円	(端数整理後の額) $\times 0.8 - 540,000$ 円 =	() 円
6,600,000円～8,499,999円	(年間総収入額) $\times 0.9 - 1,200,000$ 円 =	() 円

※年収額が8,500,000円以上の場合は、住宅政策課までお問い合わせください。

● 事業所得の方（自営業・外交員等）

◆現在の仕事を始めた日が令和6年1月1日以前の方

《確定申告をしている方》

令和6年分の所得税の確定申告書B

〔第一表〕

所得金額等	事業等	①			1	4	8	8	8	0	0
	農業	②									
	不動産	③									
	利子	④									
	配当	⑤									
	給与	⑥									
	公的年金等	⑦									
	業務	⑧									
	その他	⑨									
	⑦から⑨までの計	⑩									
	総合課税・一時 コ+{(サ+シ)×1/2}	⑪									
	合計 (①から⑥までの計+⑩+⑪)	⑫			1	4	8	8	8	0	0

この金額から⑪を差し引いた金額が所得金額となります。

妻や子供を事業従事者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を15ページの下段の表で市営住宅の所得金額に換算してください。

〔第二表〕

○事業専従者に関する事項

事業従事者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
八王子 花美		妻	昭・大 平 50.4.16	12月	800,000 円
		昭・大 平			

《確定申告をしていない方》 令和6年1月から令和6年12月までの所得金額となります。

◆現在の仕事を始めた日が令和6年1月2日以降の方

①現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

②現在の仕事を始めた翌月から令和7年6月までの期間のうち、直近12か月分の所得金額の合計を営業した月数で割りそれを12倍します。

$$\frac{\text{所得額計}}{\text{営業月数}} \times 12 = \text{推定所得金額}$$

※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

● 年金を受けている方

※ 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※ 令和6年1月から令和6年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

◆ 令和5年12月以前から年金を受けている方

※ 「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

※ 「支払い通知書」の場合・・・令和6年2月分から令和6年12月分の計6枚の金額を合計してください。

◎ 下表で「支払い金額」を所得金額に換算してください。

◆ 令和6年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下表で所得金額に換算してください。

◎ 年金収入を所得に換算する計算式（下表の計算式で所得金額に換算してください。）

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式と所得金額	
		（市営住宅の所得金額の計算式）	（市営住宅の所得金額）
65歳以上 （昭和35年7月31日 以前生まれ）	1,200,000円まで		所得金額は 0 円
	1,200,001円～3,299,999円	（年金額の合計）－ 1,200,000円 ＝	（ 円）
	3,300,000円～4,099,999円	（年金額の合計）× 0.75 － 375,000円 ＝	（ 円）
65歳未満 （昭和35年8月1日 以降生まれ）	700,000円まで		所得金額は 0 円
	700,001円～1,299,999円	（年金額の合計）－ 700,000円 ＝	（ 円）
	1,300,000円～4,099,999円	（年金額の合計）× 0.75 － 375,000円 ＝	（ 円）

※ 年収額が4,100,000円以上の場合は、住宅政策課までお問い合わせください。

注）年金のほかに収入のある方は、それぞれの所得を計算し、合計した金額を申込書の年間所得金額欄に記入してください。

● 特別控除について

入居者、同居者及び遠隔地扶養者に、下表「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、1の場合は申込世帯の合計所得金額から、2の場合はその方の所得から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

1 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
① 老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受ける方は③の障害者控除をあわせて受けることはできません。
② 特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません。）で16歳以上23歳未満の方	
③ 障害者控除	1人につき27万円	(1) 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 (5) 65歳以上の方で(1)・(3)と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	
④ 特別障害者控除	1人につき40万円	(1) 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） (3) 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 (5) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く方 (6) 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 (8) 65歳以上の方で(1)・(3)と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族が対象です。）

※ただし、その方の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
① ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の(1)～(3)にあてはまる申込者本人または同居親族の方 (1) 生計を一にする子がいること ※この場合の子は、年間所得金額48万円以下で、他の人の扶養親族等になっていない人に限ります。 (2) 年間所得金額が500万円以下であること (3) 事実上婚姻関係にあると認められる方がいないこと	
② 寡婦控除	27万円	夫と離婚、死別後婚姻をしていない方または夫の生死の明らかでない方で、次の(1)～(4)にあてはまる申込者本人もしくは同居親族の方 (1) 扶養親族を有する方（夫と離婚した場合） (2) 年間所得金額が500万円以下であること (3) 事実上婚姻関係にあると認められる方がいないこと (4) ひとり親控除に該当しない方	

※ 表中の16歳以上23歳未満の方とは、平成14年7月20日～平成21年7月31日生まれの方

※ 表中の65歳以上の方とは、昭和35年7月31日以前生まれの方

※ 表中の70歳以上の方とは、昭和30年7月31日以前生まれの方

● 当せん率が高くなる優遇抽せん制度

1 優遇内容

1世帯につき抽せん番号を連番で2個とし、当せん率を一般世帯の2倍とすることにより、当せん確率を高くする制度です。

2 優遇抽せん対象者

単身者が申込みできる地区を除く「特別世帯」に該当する世帯の方が、世帯区分の「優遇抽せん欄」に○印を付けて申込むことにより、優遇抽せん対象者となります。
なお、優遇抽せん対象者となる「特別世帯」に該当する世帯は、次の世帯です。

【ひとり親世帯】

申込者本人が配偶者（内縁、婚約者及びパートナー含む。）のない方であり、同居親族が20歳未満（平成17年7月20日以降生まれ）の子だけであること。

【高齢者世帯】

申込者本人が60歳以上（昭和40年7月31日以前生まれ）であり、同居親族全員が、次の1～6のいずれかにあてはまること。

- 1 配偶者（内縁、婚約者及びパートナーを含む。）
- 2 おおむね60歳以上の方（申込期間内に57歳以上の方（昭和43年7月31日以前生まれ））
- 3 18歳未満（平成19年7月20日以降生まれ）の児童
- 4 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- 5 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- 6 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

【心身障害者世帯】

申込者本人または同居親族のうち1人が次の1～4のいずれかにあてはまること。

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- 2 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- 4 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

3 その他

- (1) 世帯区分の「優遇抽せん欄」に○印を付けてない場合は、特別世帯であっても「一般」となります。
- (2) 優遇資格者として当せんされた方が、その後「特別世帯」の資格が無いことが判明した場合には、一般の申込資格があっても失格となります。

●申込書の書き方（太枠内を御記入ください。裏面も御記入ください。）

家族向 記入例

令和7年7月〇日

八王子市長 殿

私は、八王子市営住宅条例に基づく市営住宅に入居したいので、申し込みます。

4～5ページにある申込地区番号を
1つ記入してください。

●重複申込み、申込地区番号の記入もれ等は、資格審査対象者になっても失格になります。(一つの地区だけ記入してください)

申込地区番号	抽 せん 番 号	
★		

申 込 者	郵便番号	〒 〇〇〇〇〇 ー 〇〇〇〇〇		電話番号	〇 〇 〇 ー 〇 〇 〇 〇		
	メールアドレス	@					
	現住所	八王子市 元本郷町 3丁目 24番 1号					
		元本郷ビル 601号室					
	フリガナ	ハチオウジ		イチロウ		(〇で囲む)	
	氏名	姓 八王子	名 一郎	生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	47年 11月 12日	
フリガナ					(年齢 満 52歳)		
外国人の場合通称名							
市内居住年数		14年 6か月 ※ 3ヶ月(単身者は3年)以上居住している必要があります。					
入居しようとする人数		4人 ※ 申込者を含みます。					
世 帯	必ず番号に〇をつけてください。特別世帯の方は19ページを確認のうえお間違いないように〇をつけてください。						
	一般世帯		特別世帯(優遇抽せん)				
	1 一般	2 ひとり親世帯	3 高齢者世帯	4 心身障害者世帯			

入居しようとする世帯（親族）の構成						
氏 名	続柄	生年月日 （満年齢）	職 業	年 収 額		現在働いている勤務先又は事業所の 名称及び就職日又は開業日
				支払給与の総額	所 得	
申 込 者	本人		会社員	円 4,212,600	円 2,829,600	名称 （有）◆◆企画 電話 ○○－△△△△ H12 年 4 月 1 日
フリガナ ハチオウジ ハナコ 八王子 花子	妻	明 大 昭 平 令 47 年 4 月 24 日 （ 53 歳）	なし	円 0	円 0	名称 電話 年 月 日
フリガナ ハチオウジ タロウ 八王子 太郎	子	明 大 昭 平 令 20 年 11 月 2 日 （ 16 歳）	高校生	円	円	名称 電話 年 月 日
フリガナ ハチオウジ ハナエ 八王子 花恵	子	明 大 昭 平 令 24 年 5 月 20 日 （ 13 歳）	小学生	円	円	名称 電話 年 月 日
フリガナ		明 大 昭 平 令 年 月 日 （ 歳）		円	円	名称 電話 年 月 日
計 4 名	特別控除金額		△ 250,000 円		（特別控除対象者及び種類）	
	差引所得金額		2,579,600 円		太郎 特定扶養	
出生する予定の子						人
入居しないが申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養）						人

※世帯構成が6名以上の場合は、氏名欄を半分にして2名を記入してください。

一般世帯の方が特別世帯に○をすると失格になります。

●申込書の書き方（太枠内を御記入ください。裏面も御記入ください。）

例 単身者（本人一年金の場合）

单身者向 記入例

○申込書は、所定の封筒に入れ、110円切手を必ず貼り郵送してください。

令和7年7月〇日

令和7年(2025年)7月市営住宅入居申込書

八王子市長 殿

私は、八王子市営住宅条例に基づく市営住宅に入居したいので、申込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違する

員による不当な行為の防止等に関する法律(平

であるときは、使用予定者の決定を取り消されて

また、許可の上は、申込者（同居するものを含む）

誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認

4ページにある《単身者向》の申込
地区番号を1つ記入してください。

族を含む。)が暴力団
下「暴力団員」という。)

- 太枠内を必ず記入してください。
- 重複申込み、申込地区番号の記入もれ等は、資格審査対象者になっても失格になります。(一つの地区だけ記入してください)

申込地区番号	抽 せん 番 号	
★		

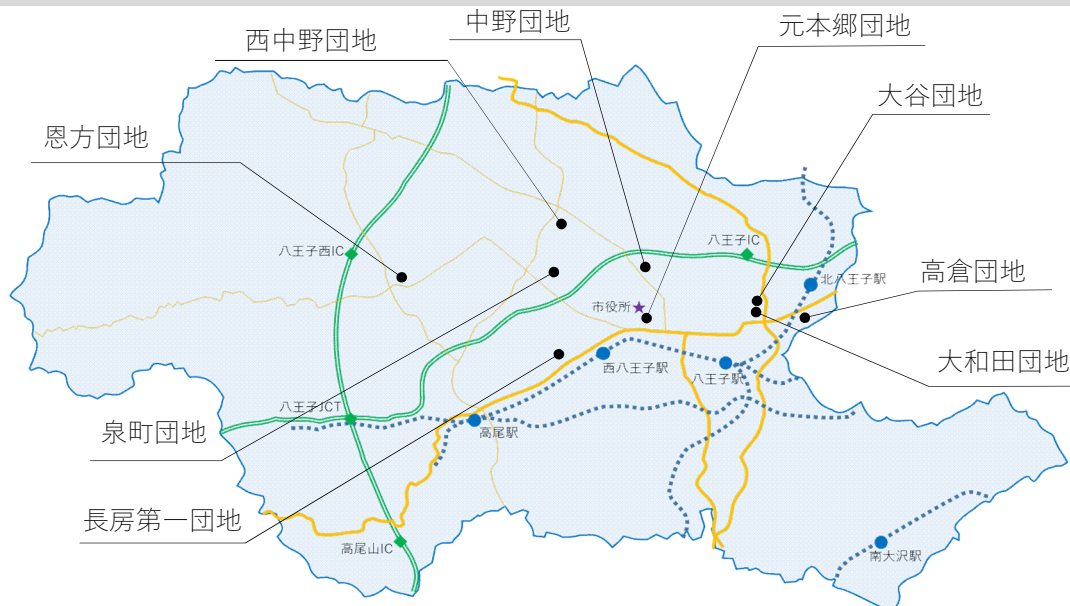
申 込 者	郵便番号	□□□□ - □□□□		電話番号	○ △ □ - ○ □ ○ △	
	メールアドレス	@				
	現住所	八王子市 元本郷町 3丁目 24番 1号				
		元本郷ビル 603号室				
	フリガナ	ハチオウジ		マツコ		(○で囲む)
	氏名	姓 八王子	名 松子	生年 月 日	明治 大正	31年 6月 20日
	フリガナ				昭和 平成	
外国人の場合通称名						
市内居住年数		40年 5か月 ※ 3ヶ月(単身者は3年)以上居住している必要があります。				
入居しようとする人数		1人 ※ 申込者を含みます。				
世 帯	必ず番号に○をつけてください。特別世帯の方は19ページを確認のうえお間違いないように○をつけてください。					
	一般世帯		特別世帯(優遇抽せん)			
	1 一般	2 ひとり親世帯	3 高齢者世帯	4 心身障害者世帯		

入居しようとする世帯（親族）の構成						
氏名	続柄	生年月日 (満年齢)	職業	年 収 額		現在働いている勤務先又は事業所の 名称及び就職日又は開業日
				支払給与の総額	所 得	
申 込 者	本人		無職 (年金)	円 1,864,600	円 664,600	名称 電話 年 月 日
フリガナ		明 大 昭 平 令 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話 年 月 日
フリガナ		明 大 昭 平 令 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話 年 月 日
フリガナ		明 大 昭 平 令 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話 年 月 日
フリガナ		明 大 昭 平 令 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話 年 月 日
計 1 名	特別控除金額			△	円	(特別控除対象者及び種類)
	差引所得金額			664,600	円	
出生する予定の子						人
入居しないが申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族(遠隔地扶養)						人

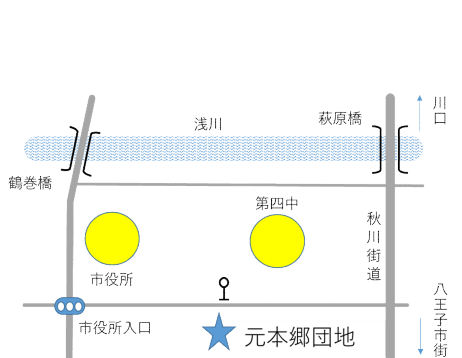
※世帯構成が6名以上の場合は、氏名欄を半分にして2名を記入してください。

単身者向の住戸に申し込みの方は、○をする必要はありません。

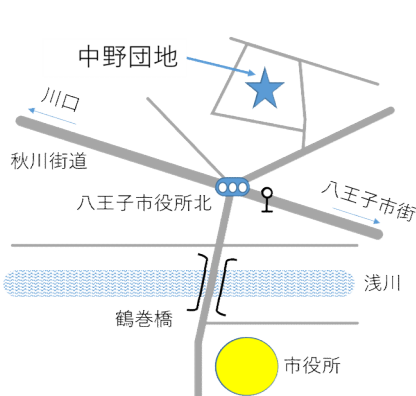
《参考》 募集する住宅の場所



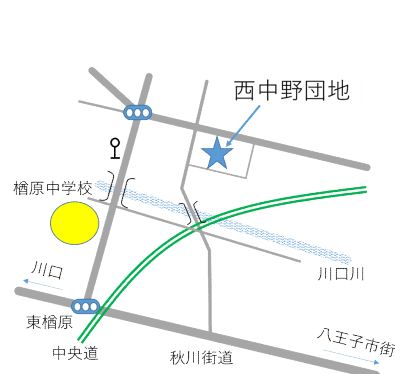
●元本郷団地



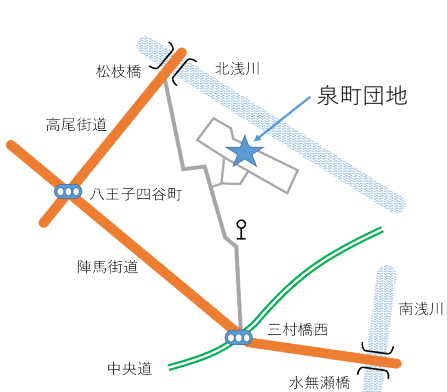
●中野団地



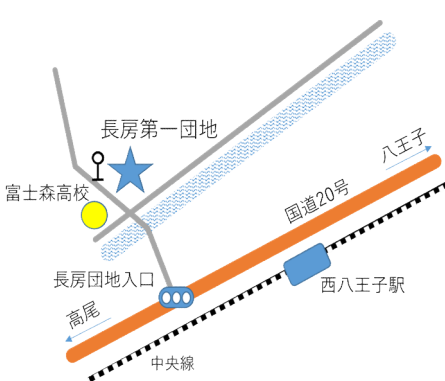
●西中野団地



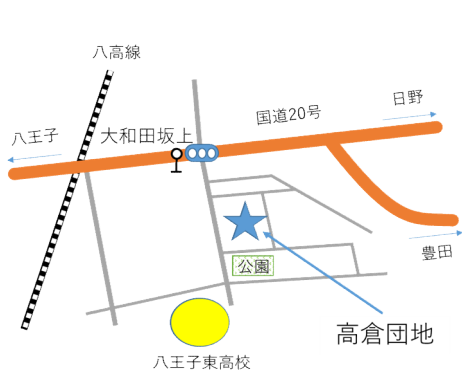
●泉町団地



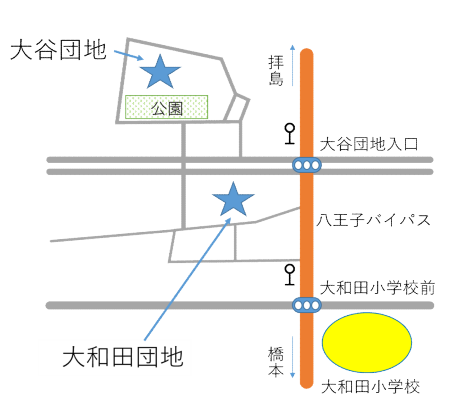
●長房第一団地



●高倉団地



●大和田団地・大谷団地



●恩方団地



●子育て世帯向 定期使用住宅とは

子育て世帯向 定期使用住宅とは、子育て世帯だけが申込みことができる入居期限のある住宅です。
10～11ページの入居資格を満たした方が入居することができます。

★入居期間（使用できる期間）

定期使用住宅を使用できる期間は、**原則10年**です。

ただし、以下の例のように、「入居開始から10年が経過する日」よりも「子が18歳に達する日以後の最初の3月31日」が後になる場合には、その日まで延長されます。

期間満了時には住宅を返還（退去）していただきます。

① 夫婦、10歳の子の世帯構成で入居した場合

入居期間	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (年)
子の年齢	10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 (歳)

入居 退去

入居から10年経過したときに、子が19歳になっているため、入居可能期間は10年となります。

② 夫婦、3歳の子の世帯構成で入居した場合

入居期間	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 (年)
子の年齢	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 (歳)

入居 10年経過
(本来の退去年) 退去

入居から10年経過したときに、子が18歳未満のため、子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで入居可能期間が延長されます。

③ 夫婦、3歳の子の世帯構成で入居し、3年後に2人目の子が生まれた場合

入居期間	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 (年)
子の年齢 (1人目)	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 (歳)
子の年齢 (2人目)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 (歳)

入居 10年経過
(本来の退去年) 退去

入居から10年経過したときに、18歳未満の子がいるため、最年少の子が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで入居可能期間が延長されます。

※②又は③の場合、延長期間中であっても延長の対象となっている子がすべて転出したときは、入居者は定期使用住宅を返還（退去）する必要があります。

※定期使用住宅に入居してから10年間は、収入にかかわらず住み続けることができますが、入居から10年が経過した後に収入が基準を上回った場合、定期使用住宅を返還（退去）していただきます。

※入居から5年間経過したときから、入居の期限のない他の市営住宅の入居者の募集へ申し込むことができます。

●生活に困窮している方へ

○ひとりで悩まずにまずはご相談ください

八王子市の相談支援員と一緒に考え、自立に向けたサポートを行います。

八王子市に在住している方で、生活に困窮している方は、どなたでも相談できます。

八王子市役所福祉部生活自立支援課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL：042-620-7462 FAX：042-627-5956

《参考》 和暦西暦対応表

本募集案内の日付等は、和暦で表記しています。西暦に変換する場合は下表を参考にしてください。

和暦	西暦
令和8年	2026年
令和7年	2025年
令和6年	2024年
令和5年	2023年
令和4年	2022年
令和3年	2021年
令和2年	2020年
令和元年	2019年
平成31年	2019年
平成30年	2018年
平成29年	2017年
平成28年	2016年
平成27年	2015年
平成26年	2014年
平成25年	2013年
平成24年	2012年
平成23年	2011年
平成22年	2010年
平成21年	2009年
平成20年	2008年
平成19年	2007年
平成18年	2006年
平成17年	2005年
平成16年	2004年
平成15年	2003年

和暦	西暦
平成14年	2002年
平成13年	2001年
平成12年	2000年
平成11年	1999年
平成10年	1998年
平成9年	1997年
平成8年	1996年
平成7年	1995年
平成6年	1994年
平成5年	1993年
平成4年	1992年
平成3年	1991年
平成2年	1990年
平成元年	1989年
昭和64年	1989年
昭和63年	1988年
昭和62年	1987年
昭和61年	1986年
昭和60年	1985年
昭和59年	1984年
昭和58年	1983年
昭和57年	1982年
昭和56年	1981年
昭和55年	1980年
昭和54年	1979年

和暦	西暦
昭和53年	1978年
昭和52年	1977年
昭和51年	1976年
昭和50年	1975年
昭和49年	1974年
昭和48年	1973年
昭和47年	1972年
昭和46年	1971年
昭和45年	1970年
昭和44年	1969年
昭和43年	1968年
昭和42年	1967年
昭和41年	1966年
昭和40年	1965年
昭和39年	1964年
昭和38年	1963年
昭和37年	1962年
昭和36年	1961年
昭和35年	1960年
昭和34年	1959年
昭和33年	1958年
昭和32年	1957年
昭和31年	1956年
昭和30年	1955年
昭和29年	1954年

《参考》住まい探しにお困りの方へ

〇八王子市居住支援協議会の取組

八王子市居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人等、住宅の確保に特に配慮を要する方）の民間賃貸住宅への入居を支援する取組を行う団体です。不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体が連携し、住宅確保要配慮者と賃貸人の双方に情報提供等の支援を行っています。

住まい探しのサポート

八王子市居住支援協議会では、民間賃貸住宅の住まい探しにお困りの方の入居相談に応じる「居住支援協力店」を登録・公開しています。お気軽にご利用ください。

居住支援協力店（50音順）

（令和7年5月末日時点）

50音	商号及び名称	所在地（八王子市）	電話番号	ホームページURL
ア	株式会社 アセットメイク	明神町2-23-8	042-682-1277	http://www.assetmake.co.jp/chintai/
	アクティリビング株式会社	大塚501番地ナカジマビル1階	042-682-3577	http://aktyliving.com
	株式会社 RT	横川町538-15	042-649-5748	https://el-home.jp/
	アクセル株式会社	子安町3-2-3	042-621-5625	http://www.axelhome.com
	アバマンショップ西八王子店／株式会社エスエストラスト	散田町3-1-1 登志ビル1階	042-669-4733	http://www.ss-trust.co.jp/
	アバマンショップ八王子駅前店／株式会社エスエストラスト	横山町3-12 SOUKI.BLDG2-1F	042-646-3378	http://www.ss-trust.co.jp/
	アバマンショップ八王子駅南口店／株式会社エスエストラスト	子安町4-10-12 たしるビル1階	042-620-7780	http://www.ss-trust.co.jp/
	アバマンショップめじろ台店／株式会社エスエストラスト	めじろ台1-9-1	042-665-2100	http://www.ss-trust.co.jp/
オ	株式会社 オーク	本町19-12エンブレム八王子本町1F	042-625-3500	https://re-oak.net
カ	株式会社 COLOR	大楽寺町536-3 1F	042-620-1510	-
	楽府 株式会社	明神町3-2-1ユアークス302号室	042-656-7414	https://gafu.asia/
ク	株式会社 グッドルーム	旭町6-5PAXビルⅡ3F	042-655-3151	https://www.good-room-hachioji.com/
	株式会社 GLOBAL KOEI	旭町11-5 CP-6ビル1階	042-656-8621	http://www.c21-globalkoei.com
	グロブナー建物管理 株式会社	宮下町591-1 ハイムリバーワン 1階	042-659-3305	http://www.athome.co.jp/ahto/gurobuner.html
コ	晃栄産業 株式会社	日吉町11-20コーエイビル1階	042-626-0489	https://koeisangyo.com/
サ	株式会社 サン住販	横川町180-150小宮山ビル1階103号	042-686-2640	http://www.San-juuhan.co.jp
シ	昭和建设 株式会社	横川町34-1	042-621-0667	http://www.showakensetsu.com
	株式会社 ショーエイ	東町1-10グランデハイツ八王子404号	042-646-4422	http://www.buta-syoei.co.jp/homepage/
	有限会社 眞菱不動産	中野上町5-1-11	042-624-5884	-
	株式会社 住宅工営	旭町11-5 CP-6ビル2階	042-656-8288	http://www.jutaku-koue.jp/
タ	有限会社 大輝ハウジング	犬目町254-1	042-624-2227	https://taiki-housing.com/
	宝田不動産有限公司	石川町2955番地16	042-646-1822	http://www.e-takarada.jp/
	株式会社 谷口ハウジング西八王子駅前店	千人町2-4-6	042-673-3776	http://www.taniguchijitugyo.jp
テ	株式会社 TRシステム	丹木町1-337	042-691-7110	http://www.tr1982.com/
ト	有限会社 トーシンホーム	散田町3-7-3	042-665-0903	http://www.toshinhome.jp/
ハ	有限会社 春企画	子安町4-27-10	042-627-3381	http://www.haru-kikaku.co.jp
ヘ	株式会社 Berry Home	小門町6-10KKビルB101	042-634-8445	-
	有限会社 ペンギン企画	子安町1-9-10岩崎ビル1階	090-3516-4093	-
ホ	豊徳開発 株式会社	台町4-48-3	042-661-1161	http://www.hohtoku.co.jp
マ	株式会社 マスターズ・コンサルティング	大和田町2-13-2	042-645-8287	http://www.masters-c.jp
ミ	有限会社 ミキハウジング	千人町3-2-3	042-667-8945	http://www.miki-housing.net
	株式会社 みつみつコーポレーション	旭町15-18丸信マンション103号	042-649-5860	http://3232co.com/
メ	有限会社 明晃ハウジング	散田町4-15-7	042-663-2227	http://www.meiko-h.co.jp/
モ	モリミヤ不動産 株式会社	元八王子町3-2237	042-673-6878	http://morimiya-est.com/
ラ	株式会社 ランドイースト	左入町404-3 ポストセレーノ1階	042-692-3336	http://www.land-east.co.jp

住宅だけでなく家賃債務保証制度や見守りなどの入居支援についてもご紹介します。

八王子市居住支援協議会事務局

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
（八王子市役所住宅政策課内）

TEL：042-620-7385 FAX：042-626-3616

【令和7年（2025年）7月市営住宅入居者募集の抽せん結果について】

令和7年（2025年）7月市営住宅入居者募集の抽せん結果は、抽せん会の翌日以降に市ホームページで公開します。以下のリンクよりご確認ください。※抽せん結果は、メールまたはハガキでもお知らせいたします。

- ・公開ページ トップ＞ 暮らしの情報＞ 生活・環境・交通・住宅＞ 住宅＞
住宅施策＞ 公営住宅＞ 公的住宅のご案内（都営・市営住宅など）
- ・URL <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/007/004/p004233.html>



◎市営住宅随時募集を受付中です。
詳しくは市のホームページをご確認ください。

↑ 二次元コードから公開ページにアクセスすることができます。

【家賃補助対象住宅入居者募集（随時募集）のご案内】

市から賃貸人への補助により、市営住宅並の家賃で最大10年間住むことのできる民間住宅の入居者を募集しています。随時募集はいつでも申し込みができる募集で、先着順で入居者を決定します。

※入居するには、市営住宅と同様に要件を満たし、市が実施する募集に応募する必要があります。

入居資格や募集住戸等、詳しくは以下のリンクよりご確認ください。

- ・URL <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/003/001/sefunettojyutaku/p032784.html>



← 二次元コードから
公開ページにアクセス
することができます。



【問い合わせ先】

八王子市まちなみ整備部住宅政策課

電話：042-620-7385

FAX：042-626-3616